

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則 の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

技能労務職員の育児部分休業制度の拡充を行うため、及び仕事と育児との両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

- (1) 育児部分休業の取得形態の追加に係る規定整備（第10条の3関係）
- (2) 自身又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た技能労務職員及び3歳に満たない子を養育する技能労務職員を対象とする以下の措置に係る規定の追加（第15条関係）
 - ア 仕事と育児の両立支援制度等の情報提供
 - イ 上記制度等の利用に係る意向確認
 - ウ 仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に係る意向確認

3 施行期日

令和7年10月1日

議案第28号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年7月10日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業) 第10条の3 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。 (1) 育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。） (2)・(3) 省略 2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ育児休業法第19条第1項から第4項まで及び第6項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。 第14条 省略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）	(部分休業) 第10条の3 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。 (1) 育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） (2)・(3) 省略 2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ育児休業法第19条第1項及び第3項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。 第14条 省略

第15条 所属長は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の申告又は請求に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することと予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 所属長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の申告又は請求に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改

善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 所属長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

附 則

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 所属長は、この規則の施行の日前においても、改正後の技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第15条第2項の規定の例により、この規定に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、この規定により講じられたものとみなす。

議案説明

技能労務職員の育児部分休業制度の拡充を行うため、及び仕事と育児との両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、この規則の一部を改正しようとするものである。